（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出）

第四十一条の十四　事業者（労働安全衛生法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する元方事業者に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者に限る。）は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一　事故由来廃棄物等に汚染された設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合において、当該設備を分解し、又は当該設備の内部に立ち入る作業

二　外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が一週間につき一ミリシーベルトを超えるおそれのある作業

2　第三条第二項及び第三条の二第三項の規定は、前項第二号に規定する外部放射線による実効線量及び空気中の放射性物質による実効線量の算定について準用する。

第四十三条中「当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）」を「所轄労働基準監督署長」に改める。

第四十九条中「労働安全衛生法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第六章の二中第五十二条の七の次に次の一条を加える。

（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育）

第五十二条の八　事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　事故由来廃棄物等に関する知識

二　事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法に関する知識

三　事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識

四　電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

五　関係法令

六　事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法及び使用する設備の取扱い

2　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　事故由来廃棄物等取扱施設

第五十五条中「第二号又は第三号」を「第二号から第三号まで」に改める。

第五十七条中「様式第一号」を「様式第一号の二」に改める。

第六十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（調整）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六十一条の四　放射線業務に常時従事する労働者であつて、管理区域に立ち入るもののうち、当該業務に配置替えとなる直前に除染則第二条第三項の除染等業務従事者であつた者については、当該者が直近に受けた除染則第二十条第一項の規定による健康診断（当該業務への配置替えの日前六月以内に行われたものに限る。）は、第五十六条第一項の規定による配置替えの際の健康診断とみなす。

第六十二条中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、第四十一条の四第二項及び第四十一条の八第二項」に改め、「第三十五条第一項」の下に「（これらの規定を第四十一条の九（第四十一条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を、「第四十一条の二」の下に「（これらの規定を第四十一条の九において準用する場合を含む。）、第四十一条の六第一項、第四十一条の七第一項、第四十一条の八第一項」を加え、「前条第一項」を「第六十一条の二第一項」に改め、「事業者」の下に「（除染則第二条第一項の事業者を除く。）」を加える。

様式第一号を次のとおり改める。

様式第一号（第41条の14関係）

事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届

事業場の名称		事業場の所在地	電話　（　）
工事の名称			
施設又は設備の名称		施設又は設備の所有者	電話　（　）
発注者			電話　（　）
作業場の所在地			
作業の期間	年　月　日～　年　月　日		
作業の概要	作業責任者の氏名	作業を行う場所の線量当量率（μSv／h）	
	作業区分	1　事故由来廃棄物等に汚染された設備の分解作業 2　事故由来廃棄物等に汚染された設備の内部への立入作業 3　実効線量が1週間につき1mSvを超えるおそれのある作業	
関係請負人及び労働者数の概数			人
			人
			人
			人
			人

年　月　日

事業者職氏名　　印

労働基準監督署長　殿

備考

1　本届は、施設又は設備単位で届け出ることを原則とすること。

2　「施設又は設備の所有者」の欄には、事業者と所有者が異なる場合に、所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。

3　「発注者」の欄には、発注者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。

4　「作業場の所在地」の欄には、作業を行う範囲を具体的に記入すること。配置図等を用いる場合には別添として添付すること。

5　「作業を行う場所の線量当量率」の欄には、あらかじめ把握した作業を行う場所の線量当量率を記入すること。作業箇所ごとに線量当量率が異なる場合は、作業箇所ごとの線量当量率の一覧を別添として添付すること。

6　「作業区分」の欄には、該当する番号に丸印を付すること。

7　「関係請負人及び労働者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称と、当該作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。

8　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。